

○松伏町浄化槽の雨水貯留施設転用助成金交付要綱

平成7年9月13日

告示第125号

改正 平成16年3月24日告示第24号

平成17年3月31日告示第42号

(目的)

第1条 この告示は、浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行う者に対してその転用に要する費用の一部を町が助成することにより、資源の有効利用及び雨水の地中浸透を積極的に推進し、都市気象の緩和と雨水の流出抑制を図り、もって松伏町が水害に強い街づくりを目指す治水対策に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽とみなされるものを含む。）で、同法第5条第1項の規定による設置等の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けたものをいう。

(2) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項又は松伏町農業集落排水処理施設条例（平成15年松伏町条例第21号）第2条第3号に規定する排水設備で、松伏町下水道条例（平成4年松伏町条例第7号）又は松伏町農業集落排水処理施設条例の定めるところにより設置するものをいう。

(3) 雨水貯留施設 敷地内に降った雨水を貯留する雨水貯留槽及び雨水貯留槽に関連する給排水設備で、雨水を中水道等として利用するための施設をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象者は、町内において排水設備を設置することにより不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事（以下「改造工事」という。）を自ら負担して行う者とする。ただし、町税又は公共下水道に係る受益者負担金若しくは農業集落排水事業に係る分担金を滞納している者は、助成の対象としない。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、改造工事に係る費用の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、35,000円を上限とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、貯留施設転用助成金交付申請書（様式第1号）を、松伏町下水道条例第8条又は松伏町農業集落排水処理施設条例第7条に定める排水設備等の計画の確認申請書とともに町長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成金の交付を適当と認めるときは、貯留施設転用助成金交付決定通知書（様式第2号）により、交付を不適当と認めるときは、貯留施設転用助成金交付却下通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、改造工事の計画を変更しようとするときは、改造工事変更届出書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を得なければならない。

(申請の取下げ)

第8条 申請者又は助成対象者は、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、その理由を付した書面をもって町長に届け出なければならない。

(改造工事の確認等)

第9条 助成対象者は、改造工事が完了したときは、その工事の完了した日から5日以内に改造工事完了確認申請書（様式第5号）及び貯留施設転用助成金交付請求書（様式第6号）を町長に提出し、改造工事の確認を受けなければならない。

(助成金の交付)

第10条 町長は、前条の確認後、改造工事が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成対象者の請求に基づき助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第11条 町長は、前条の助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) その他この告示に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期間を定めてその返還を命ずることができる。

(雑則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年告示第24号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年告示第42号)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の松伏町浄化槽の雨水貯留施設転用助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

様式第1号(第5条関係)

貯留施設転用助成金交付申請書

年 月 日

松伏町長 宛て

住所
申請者 氏名 (印)
電話番号 ()

下記のとおり、浄化槽の雨水貯留施設転用助成金の交付を受けたいので、申請します。
なお、工事完了後は私共の一切の責任で維持管理を行います。

記

工 事 場 所	松伏町
浄化槽の種別及び規模	/ 人槽
交 付 申 請 額	円
施 工 業 者	住所 電話番号 () 名称 代表者名 (印) 工事責任者 (印)
添 付 書 類	案内図 ・ 改造工事図面 ・ 町税等を滞納していないことを証明する書類 ・ その他

様式第2号(第6条関係)

貯留施設転用助成金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

松伏町長



年 月 日付で申請された浄化槽の雨水貯留施設転用助成金の交付については、下記のとおり決定します。

記

交付番号	第 号	交付年月日	年 月 日
交付金額	円		
工事場所	松伏町		
施工業者	名称 代表者名	工事責任者	

交付条件等

- (1) 変更の届出
助成対象者は、改造工事の計画を変更しようとするときは、改造工事変更届を町長に提出し、その承認を得なければならない。
- (2) 申請の取り下げ
助成対象者は、助成金の交付申請を取り下げようとするときは、その理由を付した書面を町長に届出なければならない。
- (3) 改造工事の確認等
助成対象者は、改造工事が完了したときは、その工事の完了した日から5日以内に改造工事完了確認申請書(着工前、完成写真を添付)及び貯留施設転用助成金交付請求書を町長に提出しなければならない。
- (4) 助成金の交付
町長は、改造工事の完了を確認し、その工事が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、助成対象者の請求に基づき、速やかに助成金を交付する。

様式第3号(第6条関係)

貯留施設転用助成金交付却下通知書

第 号
年 月 日

様

松伏町長



年 月 日付で申請された浄化槽の雨水貯留施設転用助成金の交付については、下記のとおり却下します。

記

工 事 場 所	松伏町
施 工 業 者	名称 代表者名 工事責任者
却 下 理 由	

様式第4号(第7条関係)

改造工事変更届出書

年 月 日

松伏町長 宛て

住所
届出者 氏名 (印)
電話番号 ()

下記のとおり、浄化槽の雨水貯留施設転用助成金の交付に係る改造工事を変更したいので、届け出ます。

記

交付番号	第 号	交付年月日	年 月 日
交付金額	円		
工事場所	松伏町		
施工業者	住所 名称 代表者名	電話番号 () (印) 工事責任者	(印)
変更理由			
変更内容			

※必要がある場合には、図面を添付してください。

様式第5号(第9条関係)

改造工事完了確認申請書

年 月 日

松伏町長 宛て

住所
申請者 氏名 (印)
電話番号 ()

下記のとおり、浄化槽の雨水貯留施設転用助成金の交付に係る改造工事を完了したので、改造工事の確認を申請します。

記

交 付 番 号	第 号	交 付 年 月 日	年 月 日
交 付 金 額	円	工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
排水設備確認番号	第 号		
工 事 場 所	松伏町		
施 工 業 者	住所	電話番号 ()	
	名称		
	代表者名	(印) 工事責任者	(印)
添 付 書 類	工事写真(着工前、完成)		

様式第6号(第9条関係)

貯留施設転用助成金交付請求書

年 月 日

松伏町長 宛て

住所
申請者 氏名 (印)
電話番号 ()

下記のとおり、浄化槽の雨水貯留施設転用助成金を請求します。

記

請求金額 _____ 円

交 付 番 号	第 号	
交 付 年 月 日	年 月 日	
工 事 場 所	松伏町	
振 込 先	金 融 機 関 名	本 店 支
	貯 金 種 目	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義 人	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 7 条関係)

様式第 5 号 (第 9 条関係)

様式第 6 号 (第 9 条関係)